高岡地区広域圏事務組合公有財産に関する規則

平成26年３月31日規則第３号

（趣旨）

第１条 この規則は、法令等に定めるもののほか、高岡地区広域圏事務組合の公有財産（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第１項にいう財産をいう。以下同じ。）の取得、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

（財産管理者）

第２条　公有財産は、総務課長が管理する。

（補則）

第３条　この規則に定めるもののほか、事務の処理については、高岡市公有財産に関する規則（平成17年高岡市規則第37号）の例による。

附　則

この条例は、平成26年４月１日から施行する。